

scFLOW 評価版ライセンス規約

申込書に署名もしくはその他の方法で承諾することにより、または scFLOW®ソフトウェアもしくは関連文書もしくは資料（以下、総称して「本ソフトウェア」という）の全部もしくは一部にアクセスもしくは使用することにより、(i)お客様は（お客様自身もしくはお客様を代表する法的機関（存在する場合）に代わって）本 scFLOW 評価版ライセンス規約（以下、「本規約」）に拘束されることに同意し、(ii)お客様は、かかる法人（もしあれば）またはお客様自身を代表して行動し、拘束する権利、権力および権限を有することを表明し、保証します。

- 1. 評価版ライセンスの付与。** 本規約の条項に従い、エムエスシーソフトウェア株式会社（以下、「MSC」という）は、お客様に対し、本ソフトウェアがプリインストールされた富岳 scFLOW 利用基盤に、非生産・評価目的でのみアクセス、使用するための（他のいかなる目的でもアクセス、使用しない）、サブライセンス不可、非独占的、譲渡不可のライセンスを付与します。本番環境での使用を含むがこれに限定されない、その他の目的での使用は厳重に禁止されています。本評価版ライセンスの有効期間は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という）が指定するとおりとしますが、いかなる場合においても 2 週間を超えないものとします。日本国外から本ソフトウェアへのアクセスもしくは使用は厳重に禁止されています。
- 2. 制限および保護。** お客様は、本ソフトウェアおよびその構造、構成、ソースコードが、MSC（および該当する場合はそのサプライヤー）の貴重な企業秘密を構成し、これを含んでいることを認めます。したがって、お客様は、以下のことを行ってはなりません（また、他人に許可してはなりません）。(i) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他の方法で本ソフトウェアのソースコードの取得を試みること、または第三者にこれらを行わせること、(ii) 本ソフトウェアの修正、翻案、変更、翻訳、または派生物の作成、(iii) 本ソフトウェアの全部または一部の第三者へのサブライセンス、レンタル、ローン、リース、販売、またはその他の方法での譲渡、(iv) サービスピューロ、アプリケーションサービスプロバイダ、タイムシェアリングまたは同様の方法で第三者にアクセスまたは使用を許可すること、(v) 本ソフトウェアと共に提供されるライセンス管理システムを無効化、変更または回避すること、(vi) 本ソフトウェアから所有権に関する表示、ラベルまたはマークを削除、変更、または不明瞭にすること、(vii) MSC の事前の書面による承諾なしに本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を開示すること、または競合製品もしくはサービスの開発に関連して本ソフトウェアを使用すること、(viii) 第三者に対する本ソフトウェアの開示、表示、またはアクセスもしくは使用の許可、(ix) 本規約で明示的に許可されている場合を除き、本ソフトウェアを使用または複製すること。
- 3. 所有权。** 本ソフトウェアおよび全世界におけるそのすべての知的財産権は、MSC（および該当する場合はそのサプライヤー）に帰属し、留保されます。本規約のいかなる条項も、本ソフトウェアにかかるもしくは本ソフトウェアに関する権原、所有権またはその他の知的財産権をお客様に譲渡するものとはみなされず、お客様はかかる権利を主張しないことに同意するものとします。本規約で明示的にお客様に付与されていない本ソフトウェアに関するすべての権利は、MSC（および該当する場合はそのサプライヤー）が留保します。
- 4. サポート義務の不存在。** MSC、そのサプライヤーもしくは販売代理店のいずれも、評価版ライセンスに対するサポートを提供する義務を負いません。
- 5. 保証の不存在。** 本ソフトウェアは、「現状有姿」で提供され、いかなる種類の保証も行いません。

- 6. 責任の制限。** MSC、そのサプライヤー、関連会社もしくは販売代理店は、いかなる間接的、結果的、付随的、懲罰的、制裁的または特別な損害（データ、貯蓄、利益または収益の損失を含む）に対しても責任を負いません。本ソフトウェア、サービス、その他の資料および本規約に起因、関連、または関係する MSC の累積責任は、本規約に基づき MSC がお客様から実際に受領した金額を上限とし、いかなる場合もこれを超えません。
- 7. 終了。** 理由の如何を問わず、本ライセンス付与が終了した場合、お客様は直ちに本ソフトウェアへのアクセスまたは使用を中止するものとします。本ライセンス付与は、お客様が本規約のいずれかに従わなかった場合、直ちに終了します。
- 8. 法令遵守。** お客様は、輸出管理および制裁に関する法律および規制を含む、すべての適用法を遵守するものとします。
- 9. 雜則。**
 - 9.1 本規約は、日本法に基づいて解釈され、本規約に基づく紛争は、日本法に基づいて解決されるものとします。
 - 9.2 本ソフトウェアには、オープンソースソフトウェアを含む特定の第三者ソフトウェア（以下、総称して「第三者ソフトウェア」という）が付随するまたは含まれる場合があり、MSC はそのライセンサーに対して特定の追加規約および／または通知を渡す必要があります。このような第三者ソフトウェアに関する規約および通知は、本ソフトウェアに付随している場合があります。お客様は、適用される第三者ソフトウェア規約がある場合、これらに拘束されること、これらを遵守することに同意するものとします。第三者ソフトウェアは現状有姿で提供され、MSC および第三者サプライヤーはいかなる種類の保証もせず、責任も負いません。
 - 9.3 本規約は、本契約の当事者およびそれぞれの承継人ならびに許可された譲受人の利益のために効力を生じ、それらを拘束するものとします。ただし、MSC の事前の書面による同意なしに、法律の運用またはその他の方法により、本規約（または本規約に基づくライセンスまたはその他の権利もしくは義務）を譲渡、または移転することはできません。上記に違反する譲渡または移転の試みは無効となります。MSC は、本規約（および本規約に基づく権利と義務）をその関連会社または承継人に譲渡することができます。
 - 9.4 MSC およびその関連会社、サプライヤーまたは販売代理店は、戦争、テロ行為、内乱、疫病、労働争議、原材料不足またはサプライチェーンの混乱、火災、洪水、地震、コモンキャリアまたはサプライヤーの行為または不履行、政府の法律、法令、規制、禁輸、命令または制限、またはその他の合理的に制御できない原因、不測の事態または状況を含むがこれに限らず、自らの合理的支配を超える原因により生じた義務の履行遅延または不履行について一切の責任を負いません。